

# 「裁判手続き悪用・偽装」目立つ

身に覚えなくても

## 異議申し立て 対処を

東京新聞

愛知県に住む三十代の会社員男性のもとに今年九月下旬、名古屋簡易裁判所から封書が送られてきた。東京都に住所のある、インターネットのアダルトサイト業者が申し立てた「支払督促」の訴状だった。

男性にアダルトサイトを利用した覚えはない。が、訴状では、手続き料を含め約十五万円が請求されていた。

翌日、近くの消費生活センターに相談したところ、正式な手続きを経た訴状であることが分かった。男性は、直後に名古屋簡裁へ異議申し立ての手続きを取った。その後、裁判の期日に業者が顔を出さず、今のところ実害はないという。

このケースでは、正式な手続きを経て督促されているので、架空請求であっても、ほっておくわけにはいかない。支払督促は、訴状が届いて二週間以内に異議申し立ての手続きをしないと、業者側の言い分を認めたとみ

### 後絶ため架空請求トラブル

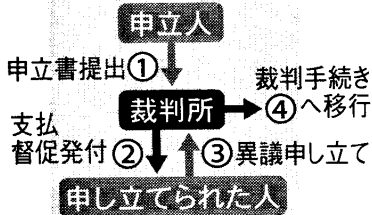
なされ、利用してもいい料金の支払い義務が確定してしまつたからだ。

国民生活センター（東京都）によると、裁判制度を悪用した架空請求は、今年八月ごろから目立ち始めた。同センター相談調査部の渡辺優一さんは「これまでは、身に覚えのない請求が来たら無視するよう呼び掛けてきたが、正式な支払督促などとなると話は別。すぐに手続きを取るよう指導している」と話す。

支払督促は本来、未払い賃金の支払いなどを求めるための略式の手続きで、債務者の言い分を聞かずに簡単に行つていく

「支払督促は本来、未払い賃金の支払いなどを求めるための略式の手続きで、債務者の言い分を聞かずに簡単に行つていく

#### 支払督促の手続き



できる。

手数料は請求額によって異なるが、裁判所への郵送だけでも申し立てができる。それを悪用し、これまでの呼び掛けを逆手に取るような手口の架空請求は、今後も増える可能性がある。

同センターに寄せられた同様のケースは、これまで四件。いずれも異議申し立てをしたため、今ところ実害の報告はない。手続き後、業者が審理に出席せず、裁判そのものが進んでいないという。業者らは架空の住所を使ったり、連絡先を次々と変えることが多く、公の場に姿を現せない事情もあるようだ。

一方、こうした正式な支払督促とは別に、偽造した訴状を送り付け、裁判を装う手口の架空請求も始まっている。中には、裁判所内の郵便ポストから郵送するまぎらわしいケースも。

この場合は、しよせんは偽造された書類なので無視して構わないのだが、一般の人には裁判所の書類自体がなじみ薄く、判断が難しい。裁判所に真偽を確認するか、消費生活センターなどに相談するのがよい。偽造の場合は、封書に記載された電話番号も実は裁判所

ではなく、業者の連絡先。電話番号などで裁判所の正しい電話番号を調べることが大切だ。

#### ご意見・情報をお寄せください

郵便 〒108-8010 東京新聞生活部  
 ファクス 03(3471)2179  
 電子メール [vashita@chunichi.co.jp](mailto:vashita@chunichi.co.jp)  
 ※添付ファイルは受け付けません  
 ※住所・電話番号を明記してください

#### 多重債務などでも無料電話相談 弁護士、司法書士らの会

弁護士や司法書士らでつくる「全国クレジット・サラ金問題対策協議会」などは、無料電話相談「サラ金・ヤミ金・オレオレ・架空請求110番」を実施する。

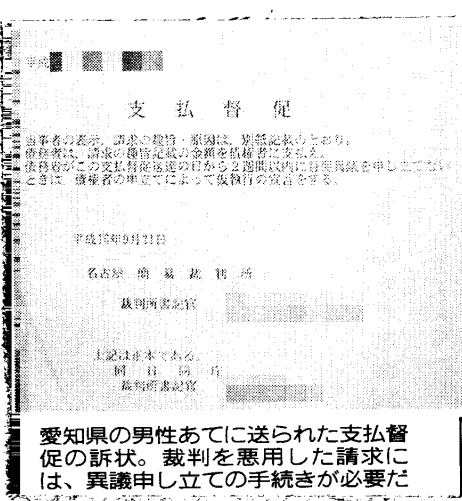
#### 多重債務や架空請求などの110番

地区	日 時	受付電話番号
東京	3日前10～後5	03(3571)6131
	18、19日前10～後4	03(3353)9205
千葉	2日前10～後4	043(227)0513
愛知	3日前10～後4	052(916)9131

#### ホームレス面接相談

地区	場 所	日 時
東京	隅田川言問橋周辺	19日前10～正午
	新宿中央公園	19日後6～後9
千葉	千葉公園周辺	4日後2～後4
静岡	静岡県司法書士会館	5日後1:30～後5
愛知	なごやボランティア・NPOセンター	3日後5～後7

多重債務やヤミ金融、オレオレ詐欺、架空請求に関する相談に応じる。これに合わせ、同協議会や「ホームレス総合相談ネットワーク」が、ホームレスの人たちを対象に面接による無料相談会も開く。日程などは表の通り（関係地域分）。



愛知県の男性あてに送られた支払督促の訴状。裁判を悪用した請求には、異議申し立ての手続きが必要だ

身に覚えのない出会い系やアダルトサイトなどの利用料を不当に要求される架空請求のトラブルが後を絶たない。最近では、裁判手続きを悪用したり、偽装するケースが目立ってきた。支払い督促など実際に訴訟を起された場合は、無視して裁判に出ないと、債権がなくとも相手方の主張を認めたとことになるため、異議申し立てなどの手続きを取る（消費トラブル取材班）